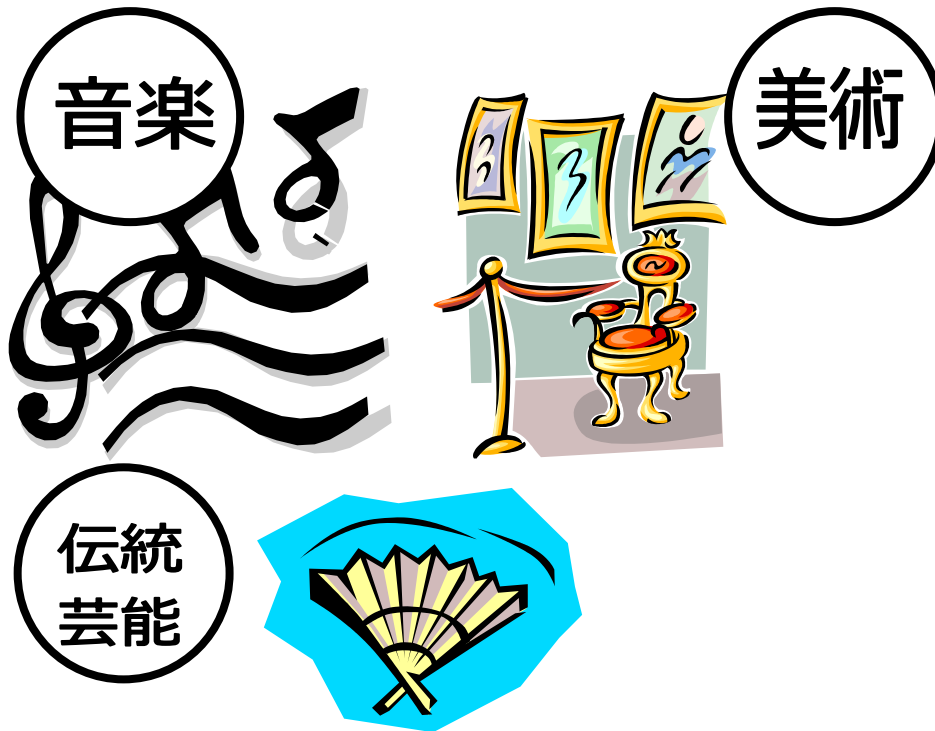


あなたの芸術文化活動を支援します
出雲メセナ協会



財政支援事業 募集のご案内

令和4年(第1次募集)

出雲メセナ協会は、出雲地域の芸術文化活動を支援しています。
令和4年の財政支援(助成)事業の対象となる活動を下記のとおり募集します。
詳しくは、出雲メセナ協会事務局までお問い合わせください。

- 対象となる活動 出雲市を活動の拠点とする団体及び個人が、出雲市内で行う出雲地域の芸術・文化の普及、向上、発展に寄与する地域文化活動や事業。
- 対象分野 音楽、美術、演劇、生活文化、伝統芸能など
- 活動の実施時期 令和4年1月1日から令和4年12月31日までに実施される事業
- 助成金額 申請金額は、助成対象経費の1/2又は自己負担額のいずれか低い方を上限とします。※助成金額の目安は、その1/2程度となります。
- 申請受付期間 令和3年9月～令和3年10月 【10月31日(日)必着】
※事務局持込の場合は、締切日の17時まで。
- 申請書 ホームページからダウンロードできます。<http://izumo-zaidan.jp>
- 注意 これまでに3回助成を行った同一の事業は、申請できません。
- 申し込み 出雲メセナ協会事務局
〒693-0023 島根県出雲市塩冶有原町2丁目15番地(出雲市民会館内)
TEL 0853-21-7580 FAX 0853-21-7085
(土・日・祝日・最終月曜日を除く 8:30~17:00)

【助成金申請・交付の流れ】

1 交付申請

助成金の交付を受けようとする「出雲市を活動の拠点とする団体及び個人」の方は、財政支援事業助成金交付申請書（ホームページからダウンロードできます）に収支予算書、個人・団体の概要や活動状況等が分かる資料を添えて提出してください。収支予算書の支出・収入の合計は必ず一致させてください。

ポスター、チラシ等の印刷物を作成される前に必ず申請手続きを行ってください。

2 交付の採否決定

申請された事業の内容を審査し、採否を決定します。助成金の交付が適当であると認められた場合は交付決定通知書で、助成金の交付が適当であると認められない場合は不採択通知書でお知らせします。採否の理由に関するお問合せには応じかねますので、あらかじめご了承ください。

交付決定の際はポスター、チラシ、看板、当日の配布資料等の印刷物に「出雲メセナ協会支援事業」の文字及びロゴマークを使用していただきます。字体、文字の大きさ等の指定はありません。

なお、交付決定後事業内容（予算を含む）に変更が生じそうな場合は、事務局にご相談ください。確実な計画を立て、お申し込み願います。

3 実績報告

助成対象者は**事業完了後 30 日以内**に、財政支援事業実績報告書に事業収支決算（見込）書（収支予算との対比ができるもの）、支出証拠書類（領収書等）、参考資料（作成したパンフレット、チラシ、写真等）を添えて提出してください。領収書は、決算書のどの費目のものかわかるようにしてください。

4 助成金確定通知及び請求

提出された実績報告書を審査のうえ助成金額を確定して通知します。助成金の確定後、財政支援事業助成金請求書を提出してください。請求書提出後に指定された口座へ助成金を振り込みます。

なお、実施内容によっては助成金の減額や助成を取り消すことがあります。

【助成対象外経費について】

*** 助成金の対象となる経費については、別表により規定しています。以下の経費は対象となりませんので、ご注意ください。**

- ・ 恒常的な人件費、運営費、予備費その他当該事業の実施に係る直接的経費と認められない経費
- ・ 土地、建物、設備、備品等の取得又は整備に要する経費
- ・ 日常の練習に必要な経費（ただし、当該事業のために特に必要と認められる練習経費はこの限りではありません。）
- ・ 飲食費（弁当、お茶、ケータリング、レセプション、パーティー経費、打ち上げ費、接待費、交際費等）
- ・ その他当該事業の実施のために必要と認められない経費